

事業者向け説明会での質問内容

Q1. 電子契約利用申出書はどのように提出すればよいか？

A1. 電子契約利用申出書のデータは、市 HP に掲載している。必要事項を記入し、契約案件の担当課へメール等で提出してください。

Q2. 同一業者にて複数の契約案件がある場合、電子契約利用申出書は1つの案件ごとに必要か？

A2. 1つの案件ごとに提出してください。

Q3. 電子契約できる契約は？

A3. あわら市契約事務規則で定める契約書および請書で利用可能。ただし、法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約（農地の賃貸借契約、事業用定期借地契約、任意後見契約、企業担保権の設定または変更を目的とする契約）、契約期間に電子契約の保存期間を加えた期間が10年を超える契約および自動更新条件付契約を除く。

Q4. 契約締結後に契約書に誤記があった場合、修正は可能か？

A4. 修正できない。変更契約を締結するか、誤記訂正という形の覚書を締結する必要があります。

Q5. 電子契約システムに複数の文書を添付した場合、承認も複数回必要か？

A5. 1回の承認ですべての文書に電子署名されます。

Q6. タイムスタンプの日付は署名ボタンを押した日時になるのか？

A6. そのとおりです。

Q7. 電子署名の日付と契約書記載の日付が異なる場合は？

A7. あわら市電子契約実施要領第7条にて、電子署名日が契約書記載の日以降となった場合でも、契約書記載の日付から契約内容に効力を有することとしています。